

タハナ認定制度実施要領

(目的)

第1条 この要領は、田原市の花きを使った定期宅配サービスを「タハナ～田原の花の定期便～」(以下「タハナ」という。)として認定することで、市内外に日本一の花の生産地であることを情報発信し、花きの消費拡大及び田原市の知名度向上に寄与することを目的とする。

(用語定義)

第2条 この要領における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 事業者 個人事業者又はこれらの者で組織する団体及び国内に事務所を有する法人又は団体をいう。
- (2) 花き 観賞に供される植物をいう。

(認定の要件)

第3条 タハナの認定要件は、次の各号に掲げる要件を全て満たすこととする。

- (1) 3～12か月の間、定期的(期間中2回以上)にタハナ申込者の指定した住所等に花きを発送できること。
- (2) インターネットを利用した通信販売サイトを運用すること。
- (3) タハナの販売において取得した個人情報について、事業運営に必要な範囲で市及び市が委託する運営事業者へ提供し、その旨を前号の通信販売サイトに明記すること
- (4) 田原市産の花きを使用すること。ただし、田原市産の葉物の数量が不足する場合は、国内産の同等品の使用を認めるものとする。
- (5) 1週間以上花もちする花きを使用すること。
- (6) 前4号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたもの

(認定の申請)

第4条 タハナの認定を受けようとする事業者(以下「申請者」という。)は、市長が別に定める期間内に、タハナ認定申請書(第1号様式)に次に掲げる書類等を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) タハナ認定に係る誓約書(第2号様式)
- (2) 定款、寄付行為、規約又はこれらに準ずるものの写し(事業者が法人又は団体である場合)
- (3) 申請品の写真
- (4) 申請品(時期等の問題で提出することが困難と認められるものについては、写真で提出したものとみなす。)
- (5) その他審査に必要となる書類

2 前項の規定により提出された書類等については、原則として返却しないものとする。
(認定)

第5条 市長は、前条の規定により書類等が提出されたときは、内容を審査し、第3条に定める要件を満たしていると認めたときは、当該申請者にタハナ認定証(第3号様式)を交付するものとする。

(認定の有効期間)

第6条 タハナの認定の有効期間は、当該認定をした日から2年を経過した日の属する年度の末日までとする。

(認定の更新)

第7条 前条の規定によりタハナの認定の有効期間が満了となる場合、第5条の規定によるタハナの認定を受けた申請品(以下「認定品」という。)において、当該認定の更新を受けようとするときは、有効期間の満了する日の1月前までに、タハナ認定更新申請書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

(資材の提供等)

第8条 市長は、認定品を扱う事業者(以下「認定事業者」という。)に1回に限り次に掲げる資材を提供する。

(1) タハナ配送用ケース(500枚以内)

(2) チラシ(500枚以内)

2 前項の規定により提供した資材が不足する場合は、認定事業者の負担により準備しなければならない。

(認定の公表)

第9条 市長は、認定品について、次に掲げる事項を公表する。

(1) 認定品の名称

(2) 認定事業者の氏名及び住所(法人又は団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(3) 第3条第2号に規定する認定事業者の運営する通信販売サイトのアドレス

(認定内容の変更等)

第10条 認定事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、タハナ認定変更等届出書(第5号様式。以下「変更等届出書」という。)を速やかに市長に届け出なければならない。ただし、第2号から第4号までに掲げる場合は事前に市長に届け出るとともに、第4号に該当する場合は変更後の認定品又は容器を提出しなければならない。

(1) 氏名又は住所(法人又は団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)を変更したとき。

(2) 認定品の名称を変更するとき。

(3) 認定品の生産等若しくは販売を1年以上中止又は廃止するとき。

- (4) 認定品の内容又は容器に係るデザインを著しく変更するとき。
- (5) その他タハナ認定申請書の記載事項に変更（軽微な変更を除く。）が生じたとき。

（認定品の表示）

第 1 1 条 認定事業者は、認定品及び自らがタハナとして認定を受けたものであることを表示することができる。ただし、次のことを遵守しなければならない。

- (1) ロゴマークを認定品の容器包装等に印刷する場合は、形状や色を変更し、又はロゴマークの上にイラスト、画像及び文字等を印刷しないこと。ただし、色については容器や包装等に合わせ、単色で使用する場合に限り、事前に変更等届出書を届け出るにより変更できる。
- (2) ロゴマークを商品等の大きさに合わせて拡大又は縮小する場合は、縦横比を変更しないこと。
- (3) 第三者にロゴマークのデータを譲渡しないこと。
- (4) 商標法等の関係法令を遵守し、自己の商標及び意匠とするなど、独占的に使用しないこと。

（遵守事項）

第 1 2 条 タハナは、認定事業者の意思による申請を前提に自己申告及び自主管理を原則とすることから、認定品に事故等の問題が生じた場合の責任は認定事業者自身に帰属するものであり、認定品の流通、販売、消費、使用において事故等が発生したときは、認定事業者が一切の責任を負うものとする。

- 2 認定事業者は、認定品に係る取引、商談、交渉、宣伝等一切の活動において、当該認定品の品質、性状、性能等を市が保証等するとの誤認を与える行為をしてはならない。
- 3 タハナの販売を通じて知り得た情報を目的外に利用してはならない。認定期間が終了し、又は認定を取り消した後においても同様とする。
- 4 認定事業者は、事故等の内容を確認したときは、速やかに市長に報告しなければならない。
- 5 市長は、認定品の苦情等を受け付けたときは、速やかに認定事業者に対しその内容を連絡し、認定事業者はこれに誠意をもって対応し、その状況を市長に報告しなければならない。
- 6 市長は、事故等の内容を一般に広く知らせる必要があると認めるときは、その内容を公表する。
- 7 市長は、前項の規定による公表により、認定事業者及びその取引先において経済的な損害その他不測の事態が発生した場合でも、一切の責任を負わない。

（認定の取消し）

第 1 3 条 市長は、認定事業者又は認定品が次の各号のいずれかに該当するときは、第

5条の認定を取り消すことができる。

- (1) 認定事業者が事業を廃止したとき。
- (2) 第3条に規定する要件に適合しないと認められたとき。
- (3) 虚偽の申請に基づき認定を行ったと認められたとき。
- (4) 認定品の生産等若しくは販売を1年以上中止し、又は廃止したとき。
- (5) その他タハナの運用に重大な支障を及ぼすおそれがある行為があったとき。

2 市長は、前項に規定する認定の取消しを行ったときは、タハナ認定取消通知書（第6号様式）により、その旨を当該事業者へ通知するとともに、必要と認める場合は、当該認定事業者及び認定品を公表することができる。

（認定事業者の責務）

第14条 認定事業者は、この要領の規定を誠実に遵守するとともに、タハナの販売を通じて積極的に田原市のイメージ向上に努め、タハナの推進に関する活動に協力しなければならない。

（その他）

第15条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

タハナ認定申請書

年 月 日

田原市長 様

（事業者）住所 _____

（法人又は団体の主たる事務所の所在地）

氏名 _____

（法人又は団体の名称及び代表者の職・氏名）

タハナ認定制度実施要領第 4 条の規定に基づき、タハナの認定を受けたいので、関係書類等を添えて申請します。

1 事業者の概要

フリガナ				個人事業者の場合は 生年月日を記入
氏 名 (法人又は団体 は名称及び代表 者の職・氏名)				T S H
住 所 (法人又は団体は本社の 所在地)	〒			
業 種 (事業内容を具体的 に記入)				
電話番号	()	—	FAX 番号	() —
E-mail				
URL				
担当者	【氏名】 【電話番号】() —			

2 申請品の名称（読み方も記入してください。）

タハナ 「」 ※コースによって名称が違ふ場合は、申請書を分けてください。

3 申請品の概要

仕入先	
梱包場所	
年間販売量 (予定)	
申請品の種類 ・販売価格・ 使用品種	() カ月コース月 () 円 = 円 (送料・税込) () 年 () 月開始 (使用品種)
	() カ月コース月 () 円 = 円 (送料・税込) () 年 () 月開始 (使用品種)
	() カ月コース月 () 円 = 円 (送料・税込) () 年 () 月開始 (使用品種)
	() カ月コース月 () 円 = 円 (送料・税込) () 年 () 月開始 (使用品種)
	その他 [例) 記念日コース 毎年誕生日や記念日に届く]

【添付するもの】

- (1) タハナ認定に係る誓約書（第2号様式）
- (2) 定款、寄付行為、規約又はこれらに準ずるものの写し（申請者が法人又は団体である場合）
- (3) 申請品の写真
- (4) 申請品（時期等の問題で提出することが困難と認められるものについては、写真で提出するものとする。）
- (5) その他必要となる書類

タハナ認定に係る誓約書

タハナの認定申請を行うに当たり、タハナ認定制度実施要領の定めるところを誠実に遵守するとともに、認定を受けた場合においては、次の事項について特に留意することを誓約いたします。

- 1 申請品の生産、製造、販売等を通じて、積極的に情報発信を行い、田原市のイメージ向上に繋げるよう努めること。
- 2 申請品の計画的な生産、製造及び適正な流通体制の整備に努めること。
- 3 申請品の品質、流通、販売、消費、使用等において事故・苦情等の問題が生じたときは、申請者がその責任を負い、解決に対し誠実に対処すること。
- 4 申請品に係る取引、商談、交渉、宣伝等一切の活動において、当該申請品の品質、性状、性能等を市が保証するとの誤認を与える行為をしないこと。

年 月 日

田原市長 様

申請品

事業者住所

（法人又は団体は主たる事務所の所在地）

事業者氏名

（法人又は団体は名称及び代表者の職・氏名）

タハナ認定証

年 月 日

様

田原市長

年 月 日付けのタハナ認定申請について審査した結果、下記のとおり認定します。

記

1 認定番号

2 認定品の名称

2 事業者住所・氏名

タハナ認定更新申請書

年 月 日

田原市長 様

（事業者）住所 _____
（法人又は団体は主たる事務所の所在地）

氏名 _____
（法人又は団体は名称及び代表者の職・氏名）

タハナ認定制度実施要領第7条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

認 定 番 号	第 号
認定品の名称	
認 定 年 月 日	年 月 日

【添付するもの】

- (1) 申請品の写真
- (2) 申請品（時期等の問題で提出することが困難と認められるものについては、写真で提出するものとする。）
- (3) その他必要となる書類

タハナ認定変更等届出書

年 月 日

田原市長 様

（事業者）住所
(法人又は団体は主たる事務所の所在地)

氏名
(法人又は団体は名称及び代表者の職・氏名)

タハナ認定制度実施要領第 1 0 条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

認 定 番 号	第 号
認定品の名称	
認 定 年 月 日	年 月 日

変 更 等 事 項	
-----------------------	--

タハナ認定取消通知書

年 月 日

様

田原市長

タハナ認定制度実施要領第 1 3 条の規定により、下記の認定品につき認定を取り消したので通知します。

記

認定品の名称	
認 定 番 号	第 号
認 定 年 月 日	年 月 日

取消しの理由